

連絡先:〒445-0853

愛知県西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階

電話: 0563-53-0220 FAX: 0563-53-0222

e — m a i l : inoue@aisan-law.jp

あいさん事務所便り

愛知県A市の身元保証代行NPO法人 E会の裁判

~死後の全額寄付契約が無効に

裁判の事案は、高齢者の身元保証代行業者である愛知県A市のNPO法人E会が、養護老人ホームの80代の入所者と葬儀・納骨までを含めた身元保証契約を90万円で締結し、さらに預金全額の約620万円等をE会に死後全額寄付させる死因贈与契約を交わしたものです。

E会は入所者の死後、金融機関に対し、寄付を受けたとして預金の払戻しを求めたが拒否され、名古屋地裁岡崎支部に提訴しました。

裁判所は今年1月28日、「高齢者の不安に乗じて結ばせた契約で、公序良俗に反し無効」としてE会を敗訴させ、このE会訴訟はマスコミでも大きく報道されました。

E会は、「高齢者に寄り添った私たちの活動に対し不当な判決だ」と控訴しており、高等裁判所での判断も注目されるところです。

E会の契約が公序良俗違反で無効となったポイント

本判決は34頁に亘っており、E会の契約を 公序良俗違反と判断した要素は多種多様です が、大きな無効理由は次のものです。

◆不必要な身元保証契約と死因贈与契約の一 体化

身元保証を入所の条件にしないよう求める 厚生労働省の通達もあり、E会は、介護施設で は身元保証人がいなくても退所を求めること はできず新たに身元保証契約を締結する必要がないことを知りながら、不必要な身元保証契約を締結させた上で、これと一体として死因贈与契約も結ばせています。

身寄りのない高齢者の不安に乗じて、不当に 死後の全額寄付の契約までさせた悪質な行為 と評価されました。

◆契約内容が不明確・不必要で杜撰であること E会の契約内容は金額も不明確でサービス 内容も不明瞭であり、当該高齢者にとって不必 要なサービスも含まれていました。

身元保証契約に伴う葬儀・納骨等の死後事務の内容については、業務が定型的なため生前に 見積もりを行えたにもかかわらず、その見積り 等の提示すら行われていない杜撰なものでした。

◆公正証書の作成が回避されていること

本件の死因贈与契約は公正証書によらず私 署証書によるものでした。そのため、高齢者本 人の意思確認を公証人等の第三者が確実にし ているとはいえないうえに、E会側がその説明 をほとんどしておらず、契約締結過程にも問題 がありました。

◆暴利行為

E会が負担した死後事務処理費用は50万円であり、これに対して身元保証契約で90万円を受け取っているにもかかわらず、さらに死後の全額寄付契約で約620万円を受け取ることは対価性を欠き、暴利行為であると指摘されています。

身元保証代行業者のトラブルは多い 〜適切な情報収集や相見積もりを

身元保証代行業者は、身寄りがない人や親族の世話を受けづらい人を対象に、入院時や賃貸住宅への入居時に身元保証をしたり、緊急時に救急車の手配や入院手続きなどをしたり、喪主代行といった葬儀の手続をしたりします。一人暮らしや身寄りのない高齢者のニーズに応えた格好で、今も代行業への新規参入は相次いでいます。

一方で、判断能力が衰えた高齢者が不必要な 契約を結ばされるトラブルも多く、監督官庁も ないことから、身元保証代行業者の活動の実態 は不透明な部分が大きいです。E会訴訟は、そ の実態の一面に光を当てましたが、まだまだ氷 山の一角といえるでしょう。

身元保証業者を利用する場合は、料金やサービス内容が明確に定められているか、役員等の情報を公開しているか、契約の解除方法や返金等が明示されているか等の情報収集が欠かせません。また、複数の業者に相見積もりを取ったり、法律家や福祉関係者のアドバイスを受けたりすることも有益です。

E会訴訟から学ぶこと〜権利擁護とコン プライアンスの意識を高めて契約をする

E会訴訟の判決からは、裁判官においても、 高齢者の権利擁護の意識が高まっていること がうかがわれます。

また、E会から払戻請求を受けた金融機関も 毅然として対応し、コンプライアンスを遵守し て、問題のある契約に基づく請求に応じません でした。

未だ控訴中ですのでE会訴訟の判決内容は確定していませんが、社会的な高齢者の権利擁護の高まりやコンプライアンス意識の向上に対応して、事業者としては適切な契約を結ぶ必

要があったと思われます。

E会の契約も、公正証書での作成を回避していたことが公序良俗違反の要素の大きな一つとなっていますが、事後に評価して契約の有効性や適切性を担保するのであれば、公正証書の利用は必須でした。

これは死因贈与契約だけでなく、遺言書でも同様ですが、契約の有効性等が問題となる場面では、本人は既に死亡しており意思確認をすることはできないので、契約の締結過程が適正であったことの証拠化が必要でした。

そこで、しばしば「公正証書にまでしなくても、ビデオで録画してしっかり内容を分かって契約しているところを撮影できれば十分」等のアドバイスがされることがありますが、これは危険な勘違いです。

公正証書にすらせず録画だけしていたのであれば、「公証人のチェックを受けられない後ろめたい事情があったのではないか?」との裁判所の心証が働きます。手数料はかかりますが、公証人は出張もしてくれますので、「本人が高齢で公証役場に行けなかった」という言い訳も通用しません。

E会訴訟の教訓として、事業者側としても、 高齢者等の社会的弱者の権利擁護とコンプラ イアンスを意識した契約締結を忘れないよう にしたいところです。

~当事務所よりひと言~

高齢者と身元保証代行業者との間で交わされた契約を無効とする判決は極めて珍しく、超高齢社会における高齢者支援の在り方を考えさせられる裁判でした。

とくに西三河で起きた事件であることから、 当地の法曹や福祉関係者においては大きな衝撃をもって受け止められています。

当職も多数の後見事件等を担当している弁護士として、高齢者等の社会的弱者の権利擁護に関して真摯に考えてまいる所存です。